

二四 假名遣、國字、國語問題及び諺文研究

一 歴史的假名遣と表音的假名遣

文字は吾人の言語の音聲を書き表はすに用ひらるゝ一種の符號である。故に其の音聲が文字によつて書き寫された最初の時に於ては、兩者の間は頗る密接なる關係を保持したものである。而して言語の音聲なるものは、時の推移とともに、變化し易い性質を持つて居るが、乏を表記する文字は、之に反し時代の推移如何に拘らず、比較的保守的な傳習的な用法を持續する傾向を持つて居る。即ち最初こそは音聲と文字とは相離るべからざる關係を有して居たにしても、時を経

るに従ひ、不知不識の中に、兩者の間に著しい間隔を生ずるに至るのである。而して吾人は此の点より、現在の言語を寫すに當り、實際の發音に遠ざかつて居ても専ら昔時の書き方に従つて書くか、或は以前の傳習的な書き方を打破して全然發音通りに書き記すかの二主義を立てることが出来る。此の場合に於ける前者を歴史的假名遣といひ、後者を表音的假名遣といふ。例へば國語に於て昔時は「柄」は「わ」「餌」は「ゑ」と書いたが、これは單に一時の出來心から兩様の區別をしたのではない。其の當時にありては「わ」と「ゑ」の間には、明かに發音上の區別が存して居たのである。然るに其の後音韻變化の大潮流は時と共に底止する所なく、「ゑ」は終に「わ」と同一の音價を以て發音せらるゝに至つた。「ゑ」が「わ」と發音せらるゝを自覺しつつも尙ほ筆に之を「ゑ」と書するは、即ち歴史的假名遣に依つたもので、「ゑ」は「わ」と發音せらるゝによつて口唱のまゝ「わ」と書くといふのは表音的假名遣である。其の他字音で「行」を「かう」「江」を「こう」「甲」を「かふ」などいふが如きも、此等字音の定まつた時代に於ては明かに之を區別すべき理由が存して居たのであらうが、今日に於ては何れも「こう」の一音に歸する。即ち此等は歴史的に溯つて研究すると、三

種の歴史的假名遣を認めることになるが、今日の發音の標準から論ずる時は、一種の表音的假名遣で間に合ふことになるといふべきものである。朝鮮語に於ても「鳥」朝「造等を書き表はすのに夫々「丘」「金」「丕」等を以てするのは歴史的假名遣に従つたもので、此等の三者が京城地方に於て何れも丕の音に發音せられる關係上、其の何れに對しても丕を以て書き表はすのは表音的假名遣に依つたものである。

二 國語の假名遣問題

國語に於て發音と文字とが何時頃から分離して調和を失つたかといふに、今日一般の學說では平安朝時代に始まつたとせられて居る。而して平安朝より鎌倉時代にかけて其の分離不調和の度が益々著しくなり、文字の使用法は益々紛亂を極むるに至つた。此の紛糾せる國語の状態を救ひ假名遣を一定せんがため藤原定家は一種の假名遣法を制定した。これ所謂「定家假名遣」と稱するもので、實に我が國假名遣法の嚆矢と稱せられて居る。「定家假名遣」は其の後徳川時代の初期に至るまで偉大なる勢力を有し、歌人等は金科玉條として之を遵奉したので

契沖の歴史
的假名遣論

明治時代の
假名遣論

教育上より
觀なる歴史
的假名遣

あるが、元々此の假名遣たる確乎たる一定の主義あるにあらず、同一の語と雖も場合により或は「お」となり或は「を」となる等、何等一定せる規則を設くることなく、極めて不便なものであつた。此の時に當り、僧契沖現はれ、「和字正濫抄」、「和字正謚要畧」等の書を著し、歴史的假名遣法を唱道した。彼の假名遣法は、其の標準を古事記、六國史、舊事記、萬葉集、新撰萬葉集、古語拾遺、延喜式、古今集等の諸書に置き、之によつて立論したのである。其の内容頗る整然たるものあり、之がため定家の假名遣は俄然其の勢力を失墜するに至つた。其の後歴史的假名遣は益々我が國學者によつて研究補正せられ、終に今日見るを得るが如き確乎たる基礎を築くに至つたのである。

斯の如くして歴史的假名遣は學問上絶對の權威を有するものの如く考へられたが、明治十四五年頃以降、國字問題、言文一致問題等の論議せられた頃から、歴史的假名遣は國語教授上果して有効なるものなりや否やの問題に就き、學者教育者間に激甚なる論戰が行はるゝに至つた。明治二十六年の頃、時の文部大臣井上毅氏が文科大學及び第一高等學校等に向つて假名遣に關する意見を諮問せ

られたのも此の大勢に鑑みられたものである。降つて明治三十三年八月に至り、文部省は字音假名遣を一定して、小學教育上最も困難を感じつゝあつた字音の假名遣を表音的假名遣とし、翌年四月から之を實施した。字音の長音を表記するに「ー」を使用したのも此の時である。即ち此の時に當つて、字音は表音的假名遣國語は歴史的假名遣となつたのである。然るに其の後教育者間に於ては國語假名遣にも字音假名遣の如く學習上不便なる點があるのみならず、字音は表音的假名遣で國語のみ舊來の歴史的假名遣に従ふといふことは、教育上頗る困難を感ずる。國語に對しても字音同様表音主義を採用するが正當であると論ずる聲が漸次大きくなつて來た。文部大臣は此等の世論に鑑み、明治三十八年二月文法許容案と共に國語假名遣改定案及び字音假名遣に關する事項を國語調査委員會、高等教育會議、帝國教育會、各府縣師範學校等に諮問した。茲に於て國語調査會に於ては二十一回に亘る會議を重ね、慎重審議の結果大體に於ては改定案に賛成であるが、連濁又は吳音で濁る字音の「ぢ」「づ」を或る文字に限つて「じ」「ず」に改めずに置くが如く、助詞の「は」「へ」をもとのまゝ用ひることを許容するが如き等、在來

改定案反對
説
國語會

臨時假名遣
調査委員會

新定字音假
名遣法廢止

の慣習をも參酌するところあり、必ずしも表音的にするといふ畫一主義を採らぬといふことを議決答申した。又高等教育會議に於ては大體に於て改定案に賛成であるけれども、十分講究する必要があるから延期したいと議決し、帝國教育會に於ては八回討議の後、改定假名遣は口語に之を適用し、文語は從來の法に倣ふものとし、作文に限り文語にも改正假名遣を用ふるも妨なしといふ修正意見を提出した。茲に於て文部省は此等の答申を原案として翌三十九年開會の高等教育會議に之を諮つたが、大多數を以て該案を可決した。然るに一方之に反對する運動が續々として現はれて來た。就中東久世通禧伯を會長とせる國語會の如きは國家主義のもとに國語の獨立と發達とを企圖すてふ目的を以て、極端に改定案に反對し、該案の廢止運動を試みるに至つた。文部省は此等の世論に鑑る所あり、翌四十年終に改定案を小學校教科に採用することを延期するの已むなきに至つた。超えて四十一年五月文部省は臨時假名遣調査委員會なるものを設け、尙ほ此の問題の研究を繼續せしめたが、同年七月小松原英太郎、氏文部大臣たるに及び、九月の訓令を以て曩に明治三十三年に制定せられた小學校教育に於ける

内地の假名
遣法

臺灣の假名
遣法

朝鮮の假名
遣法

新定字音假名遣法及び漢字の制限を全廢してしまつた。随つて折角新設せられた臨時假名遣調査委員會なる調査機關も自然に消滅するの已むなきに至つた。過去十年間鍛ひ上げられた假名遣問題が茲に至つて俄然として挫折し、小學校教科に於て國語の歴史的假名遣採用と共に、字音の歴史的假名遣の復舊を見、其餘勢依然として今日に及んで居るのは誠に遺憾の至りであるが、學界の氣運亦新ならんとする今日、此の問題の再び教育上に論議せらるべきこと蓋し餘り遠い將來を俟たぬであらう。

序に普通教育に於ける國語教科書の假名遣に就いて一言すれば、文部省に於ては前にも述べた如く明治三十三年國語には歴史的假名遣、字音には表音的假名遣を採用したが、同四十一年以來國語、字音とも全部歴史的假名遣に依ることにした。臺灣に於ては以前は國語、字音ともすべて表音的假名遣を採用したが、大正二年以後文部省通も全部歴史的假名遣に改め、著人讀本に限り、從來の通り全部表音的假名遣に従ふことにした。朝鮮では文語文に於ては歴史的假名遣を用ひるのを原則とするけれども、字音には幾分の斟酌を加へ、口語文には國語、字音

滿鐵の假名遣法

とも發音通りに表記し、必要に應じ若干の例外を設けることにしてある。又南滿洲鐵道會社に於て編纂した教科書は朝鮮に於ける假名遣法に倣つて居る。

三 國字國語問題

國字國語問題

我が國の國字及び國語問題は比較的古くから其の萌芽を發した。即ち慶應二年前島密氏が國字國文改良の議を徳川慶喜將軍に上り、明治二年更に國文教育之儀ニ付建議「廢漢字私見書」等を集議院に提出し、漢字を全廢し、假名を以て之に代ふることを論じたのや、明治二年開成所長柳川春三氏が布告の書に假名を用ふべきことを建白し、南部義籌氏が「修國語論」を大學へ建議し、四年南部氏が復び前議を文部省に建議し、五年更に文字を改換する議を文部省に建議し、漢字を廢して洋字を採用すべきことを論じたなどは、先づ其の先驅をなすものであらう。又五年には時の文部卿大木喬任氏は漢字の數を減せんとして田中義廉、大槻修二、久保吉人、小澤圭次郎諸氏に命じて「新撰字書」を編輯せしめ、六年福澤諭吉氏は「文字の教」を著はして漢字廢止を唱へ、又同年西周氏は「洋字を以て國語を書するの論」と題し、羅馬字說を主張したが、其の頃最も世人の注意を惹いたのは、同年

森文部大臣の日本語廢止論

時の文部大臣森有禮氏が日本語を廢して英語を以て之に代へんとし、之を歐米の諸學者に質したことである。然るに米國の言語學者ホイットニーの如きは、口を極めて其の非なるを切論し、當時英國に滞在中なりし馬場辰猪氏の如きも、日本文典初歩を著はして森氏の説を駁したため、森文相の無謀なる企劃は終に水泡に歸するに至つた。其の後明治十四年には伊藤圭介氏が假名説を唱へ、十五年には矢田部良吉氏が羅馬字採用説を唱へたが、十六年に至り、當時の有數なる國學者等十七名相集まりて「かなのども」を組織し、又同年四種の假名會が合體して「かなのくち」を組織し、各々其の機關雜誌を發行した。但し後者中には多少づゝ意見を異にするものあつたため、之を雪月花の三部に分つた。明治十七年には漢字排斥論者外山正一博士と漢字保存論者三宅雄二郎博士との間に激烈なる論戰行はれたが、其の頃漸く羅馬字國字論勢力を得、同年末に於て羅馬字會設立せられ、多數の會員を得、翌年同會は羅馬字にて日本語を書く方法を發表し、次いで「羅馬字雜誌」を發行し、其の宣傳に力めた。明治十九年矢野文雄氏が「日本文體文字新論」を著はし、假名及び羅馬字論を排し、舊來の如く漢字假名兩用の最も勝れたる

言文一致論

所以を精細に論ぜられたのは吾人の特に注意せねばならぬことであるが、聊か時代錯誤の感なきを得ぬ。又此の年物集高見博士は「言文一致」なる書を著して國文は口語體を以て書かれねばならぬことを衆に先んじて高唱せられたのは、當時としては實に卓見といはねばならぬ。翌年チェンバレン氏の如きも羅馬字を採用せんとせば宜しく先づ文體を改めて言文一致體にせねばならぬことを論じたが、二十年頃に至り、山田美妙齋氏が「言文一致」の必要を説き、自ら言文一致體を以て小説を作成するに及び、其の機運一時に勃興し、尾崎紅葉、長谷川四迷、川上眉山、江見水陰等の如き小説家も、皆此の文體によりて小説を書き、爾後益々口語文の發達を見るに至つた。明治十九年文部省が教科書中に口語體を採用したのも此の機運に促されたものである。又二十一年高崎五六氏を副會長とせる「言語取調所」なるもの設立せられ、此所に於て言語の調査をなし、文法書、辭書、修辭書等を編み、更に之を教育上に應用せんと企てた如きも、注意すべき事である。其の後暫くの間國字國語論は振はなかつたが、明治二十七八年戰役後再び勃然として其の機運を高め、二十九年には落合直文氏が中等國文教科書に始めて口語文を

國字國語國文の改良に關する建議案

羅馬字ひるめ會

口語詩

中橋文相の口語文獎勵

加へ、明治三十三年には根本正外五名より國字國語國文の改良に關する建議案を衆議院に、加藤弘之博士より同一の建議案を貴族院に提出して、兩院は共に之を修正可決した。又其の頃新に羅馬字ひるめ會なるもの組織せられ、文語を排斥し口語のみを其の文體として採用することに定めたが、會員中多少綴方主義を異にする者あり、田九卓郎博士一派は終に日本式羅馬字綴なるものを創始し、今日に至るも各々其事業を繼續して居る。爾後此等の問題は益々科學的に、且つ有意義のものとして研究せられ、三十七年には文部省は國定教科書に口語文を多く採用し、四十一年頃からは口語は文學上にも採用せられ所謂口語詩なるものの發達をも見るに至つた。而して吾人の最も注意せねばならぬことは、最近世界的戰爭終熄し、到處改造の聲聞をくの秋に當り、中橋文相が大英斷を以て官報上の訓令を口語文體に改め、舊來の情弊を打破して濁点及び句讀点を明記することにしたことである。大正八年七月二十九日官報に掲載せられた食料問題に關する訓令は其の最初のものである。今左に其の全文を特に掲げる。

文部省訓令第六號

曠古ノ戰ヲ止シテ平和ガ回復シタノハ世界人類ノ等シク祝福スル所デア
レ然シテ歐米ノ各國ハ此ノ戰爭ノ爲ニ受ケタ創痍ヲ癒シテ國民生活ノ安定
ト向ヒテ努力スルニ最モ苦心シテ居ル。特ニ食料問題ニ就テハ、何レモ戰後經營
ノ一大方策トシテ、國ヲ學ゲテ之ガ解決ニ努メテ居ルノデアアル。

思フニ食料ノ問題ハ單純ナ時事問題トシテ見ルベキモノデナク、實ニ國運ノ
消長ニ關スル永遠ノ事項デアルカラ、我國ニ於テモ、大ニ食料ノ増殖ヲ圖ルト
共ニ、國民ヲシテ雜穀甘藷馬鈴薯其ノ他ノモノヲ常用ニ供スル良習慣ヲ養ハ
セナケレバナラヌ。而シテ之ガ實行ニ就テハ國民ノ自覺ト理解トニ依ル外ハ
ナシ、隨ツテ學校ノ内外ニ於ケル教育ノ力ニ俟ツモノガ頗ル多イノデアアル。故
ニ教育ノ任ニ當ル者ガ常ニ眞摯ナ態度デ、此ノ問題ノ講究ニ勉メルコトハ勿
論、之ニ關スル政府ノ施設及ビ學者ノ研究ノ結果ヲ會得シテ之ヲ教授ノ實際
ニ應用シ、學生生徒兒童ヲシテ食料問題ニ關スル理解ヲ得サセ、混食代用食炊
事ノ改良養雞養豚及ビ果樹蔬菜ノ栽培等、苟モ學校ニ於テ實行ノ出來ル事柄
ハ直ニ實行シ、之ヲ家庭ニ之ヲ社會ニ及ボスコトガ最モ緊要デアアル。地方長官

及ヒ學校當事者ニ於テハ能ク此ノ趣意ヲ心得之ガ實行ヲ促スト共ニ進ンデ
弘ク其ノ宣傳ニ努メ國家ノ期待ニ副フコトヲ切ニ希フ所デアル。

大正八年七月二十九日

文部大臣 中橋 徳五郎

尙ほ文相は將來各省及び一般各學校に於ける訓令又は願書、届書等にも之を
及ぼさんとし、先づ其の模範を示さんがため、大正九年一月、口語文用例案第一輯
を公にせられた。これ最も時勢に適應した試みといはねばならぬ。今後列國間の
生存競争益々激甚ならんとする時に當り、我が國民の頭上に當然要求せらるべ
き國字國語に關する問題の益々慎重に研究せらるゝに至るべきは吾人の固く
信じて疑はざる所である。

四 朝鮮人の諺文研究

諺文制定後朝鮮人の諺文其のものに關する研究といふものは、數百年間殆ん
ど耳にすることを得なかつた。或は文獻に現はれぬ何等かの研究があつたかも
知れぬが、語學史上の大勢から見て、略々其の無價值なるを推測することが出來

る。然るに日清戰役後、朝鮮が支那の霸權を脱して獨立國となるや、新たに年號を建て、制度を改革する等、總ての方面に向つて國民的自覺心を喚起するに至つた。随つて朝鮮語に對する考方も餘程以前とは違つて來た。即ち從來朝鮮に於て學問と稱するものは、専ら漢學に限られたもので、諺文の如きは極めて卑俗なるもの、無學者の用ふるものとして賤しめられたことは、昔時我が國に漢學の盛んなりし頃、假名を以て女文字おんなななどと貶稱したのと同一現象である。随つて堂々たる朝鮮人、しかも漢學の素養ある人士にして諺文を解せざるものを生ずるやうな一寸想像にもつかぬ奇妙な現象を呈することが間々あつたのであるが、此の時に至り、朝鮮の識者は諺文なるものは朝鮮固有の文字にして、しかも科學的基礎の上に立てるものなることを説き、之によつて國民に國家的觀念を喚起せしめんとするものが生ずるに至つた。諺文の研究は實に此の期に於て一進轉を來したものと稱するを得べく、爾後諺文に對しては國文、朝鮮語に對しては國語なる名稱が盛んに使用せらるゝに至つた如き、李太王甲午三十一年（明治二十七年）の改革後、公私文字に始めて諺文を使用することを定めたるが如き、又李能和氏が字典辭

典の制定に關して學部に意見書を提出したるが如き、周時經氏が國文學校を設立して子弟の教育をなし、又諺文に關する各種の著書を公にしたるが如き、何れも其の反影の著しきものである。殊に其の頃より實行せられた新訂國文實施の件、國文研究所設置諺文綴字法の制定の如きは、何れも政府の力によつて行はれたもので、一方學術上よりするも教育上よりするも、頗る重要視するに足るべき事件であるから、次に其の大要を紹介することとする。

(一) 新訂國文實施の件。これは光武九年(明治十八年)七月發布せられたものである。抑々此の實施の件たる時の醫學校長池錫永氏の疏に係るもので、教育上資する所極めて大なるものありとの聖旨により、學部をして之を審議せしめ、之を公布するに至つたものである。今其の全文を次に掲出する。

新訂國文五音象形辨

ㄅ	牙音象	ㄆ	牙音	ㄇ	牙喉間音象、喉扇形、 音失其真、今姑闕之。
ㄌ	舌音象	ㄋ	舌音象	ㄍ	舌音、 重聲。
ㄎ	舌音象	ㄏ	舌音象	ㄔ	舌音象、 半捲舌形。
ㄏ	唇音象	ㄏ	唇音象、 開口形。	ㄌ	唇音象、 開口形。

人 齒音象
齒形

丌 齒舌間音
象齒齦形

大 齒音
重聲

ム 半齒音象半啓齒形
音失其真今姑闕之

○ 淺喉音
象喉形

ㄱ 喉齒間音象喉齦形
音失其真今姑闕之

古 深喉
音

新訂國文初中終三聲辨

初聲終聲通用八字

ㄱ ㄴ ㄷ ㄹ ㅁ ㅂ ㅅ ㅇ
음기 은나 드리 울리 음미 사서 오이

ㄱ ㄴ ㄷ ㄹ ㅁ ㅂ ㅅ ㅇ 八字난用於初聲

음은을음음웃음八字난用於終聲

初聲獨用六字

ㅈ ㅊ ㅋ ㆁ ㄷ ㄴ
지초치크기은티도피궁히

中聲獨用十一字

ㅏ ㅑ ㅓ ㅕ ㅗ ㅛ ㅜ ㅠ ㅡ ㅟ ㅢ
아야나어국여우오고요ㅓ우ㅠㅡ으음이으이
합음

新訂國文合字辨

初聲ㄱ字를中聲ㅓ字에併하면가字를成하고終聲○字를가字에合하면강字

기되나니餘倣此하니라

以上を見渡すと

一、象形辨に於ては諺文の子音の字形を其の發音部の形狀に象れるものとせること。

一、初中終三聲辨〔中〕中聲獨用十一字中にイ、エの合音として〔三〕なる新字を設け又在來の「」を廢して「ト」に改めたこと。

一、上聲去聲の標としては、右上方に「、」の一点を加へ、平聲入聲には點を附せざること。

一、長音(曳聲)の標としては、上聲去聲同様右上方に一點を附すること。

一、ㄱ, ㄷ, ㅌ等はずべてㄴ, ㄹ, ㅍ等に改めたこと。

などは其の主要な點である。其の内容の價值は別問題として、兎に角從來の綴字法に對して一種の整理を加へたものであるが、當時直ちに之を實行するの機運に至らなかつた。

(二) 國文研究所 光武十一年(明治四十年)時の學部大臣李載崐の力によつて設置せられたものである。抑々本研究所設置の動機は、前記新訂國文の公布に直接の關係

を有して居る。即ち池錫永氏の案は會々法文として公布せられたけれども學者間には多くの反對意見があつた。殊に「一」を廢して「三」の新字を製したことは論争の的となつたのである。そこで學部は此等の情勢に鑑み、本研究所を設置し、一般藝文に關する事項をも併せて研究せしむることとした。其の委員としては池錫永、周時經、魚允迪、李能和、權輔相、宋綺用、李敏應、尹敦求の諸氏が擧げられ、次の問題に就き審議を凝した。

一、國文淵源及字體發音의沿革

二、初聲 δ Δ $\diamond$ γ ϕ ψ 八字의復用當否

三、初聲 χ τ ζ η σ 六字並書의書法一定

四、中聲二字製、字廢止의當否

五、終聲 ρ μ 二字用法及 σ ν ξ ζ 六字終聲通用當否

六、字母 θ ϕ ψ 清濁의區別如何

七、四聲標의用否及國語音의高低

八、字母의音讀一定

九、字順行順の一定

十、綴字法

綴字法
研究

此等諸問題に對する研究の結果は、一つに取纏められ、且つ研究所としての意見を附加し、内閣に提出せられたが、未だ公にせられざる中に、學部大臣の更迭と共に有耶無耶の中に葬り去られてしまつたのは、返すぐも遺憾の次第である。

(三) 諺文綴字法研究　これは從來の普通學校に於て使用せられつゝあつた朝鮮語讀本の綴方が頗る繁雜で、兒童教育上不便の點が多かつたため、之を平易なものに一定しようといふ趣旨で、學務局主裁の下に成立したものである。委員は國分象太郎、新庄順貞、塩川一太郎、高橋亨、玄隱、俞吉濬、姜華錫、魚允迪の諸氏、明治四十四年七月二十八日第一回、爾後同年十一月まで五回の會議を開き、翌四十五年四月に至つて確定した。其の後大正元年十二月更に之が追加として國語に於ける拗音の表記法が決定せられたが、此等は何れも現行の普通學校用朝鮮語及漢文讀本に採用せられて居る。今其の原則の重なるものを列記する。

一、正格なる現代京城語を標準とし、可成從來慣用の用法を取りて、發音通りの書

き方をなす。

一、純粹朝鮮語に於ては、ㅏ、ㅑを使用せずㅓに一定す。

一、純粹朝鮮語に於ては、ㅓ行及びㅕ行はㅓ列、ㅕ列、ㅗ列、ㅛ列のみに使用し、其の他の列には不行及びㅕ行を使用す。

一、純粹朝鮮語にして從來ㅓ、ㅕ、ㅗ、ㅛ、ㅜ、ㅠ兩様の書き方あるものは、ㅓ、ㅕ、ㅗ、ㅛに一定す。

一、活用語の活用語尾は、可成語の本形と區別して書く。

一、從來二様の書き方ある助詞는、을、를は는、을に一定す。

一、ㅅ、ㅆの記號にはㅅのみを使用し、ㅅ、ㅆ等の如き書き方を取らず。

一、國語濁音を諺文にて記する場合には、國語と同様、ㅅを字の右肩に打つ。

一、國語及び外國語の長音を表はすには고、기、지等の如く字の左肩に「・」を施す。

一、漢字音は甚だしき俗音ならざる限り、時音を採用す。